様式第3号（第10条第2項関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 粕屋町ファミリー･サポート･センター会員証 | | | | | | | |
|  | 会員区分 | ○ | おねがい会員 | 会員番号 |  | 写真貼付（写真裏面に氏名を記入の上貼付） |  |
| ○ | まかせて会員 | 会員番号 |
| 氏名  生年月日　　　　　年　　　　月　　　　日生 | | | | | |
| 上記の者は、粕屋町ファミリー･サポート･センターの会員であることを証明します。  年　　　月　　　日  粕屋町ファミリー･サポート･センター  粕屋町駕与丁一丁目1番1号(粕屋町子ども未来課)  TEL092－938－2311  粕屋町長 | | | | | | | |

|  |
| --- |
| 注意事項  1　支援活動の依頼及び提供は、センターを通して行ってください。  2　支援活動中は必ずこの会員証を携帯し、身分を証明する必要がある場合には提示してください。  3　支援活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしてはいけません。  4　その他支援活動の実施や報酬の授受については、センターの会則に従って行ってください。  5　支援活動中に生じた事故については、当事者間で解決するものとし、センターは責任を負うものではありません。  6　支援活動中に事故等が発生したときは、速やかにセンターへ連絡してください。  7　この会員証を紛失したとき又は変更が生じたときは直ちにセンターへ連絡してください。  8　この会員証を他人に貸したり、又は譲渡しないでください。  9　退会するときは、必ず会員証をお返しください。 |